

## 第二期武蔵野市市民活動促進基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第二期武蔵野市市民活動促進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するにあたり、必要な事項の検討等を行うため、第二期武蔵野市市民活動促進基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査し、及び検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 武蔵野市における市民活動の促進に係る課題及び施策に関すること。
- (2) 基本計画の素案の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が基本計画を検討するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる9人以内の者をもって構成し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民活動関係者
- (3) 公募による者
- (4) 行政関係者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱又は任命の日から令和4年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は資料の提供を求めることができる。

(ワーキングチーム)

第7条 委員会の検討に必要な資料の作成その他委員会の補佐をするため、委員会にワーキングチームを設置することができる。

(報酬)

第8条 委員(第3条第4号の委員を除く。)の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和36年2月武蔵野市条例第7号)第5条第1項の規定により、日額とし、その額は市長が別に定める。

(庶務)

第9条 委員会に関する庶務は、市民部市民活動推進課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。